

一胎犬登録申請について交配前にご確認ください

交配日が2022年6月1日からの一胎犬登録につきましては、動物愛護法の改定の内容に沿って手続きをいたします。

牝犬の生涯出産回数は6回までとするとともに、牝犬の交配時の年齢を6歳以下（満7歳未満）とする。ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、当該牝犬の交配時の年齢は7歳以下（満8歳未満）とする。

この法律から外れる申請はいかなる理由があっても血統書の発行はいたしません。

牝犬の年齢、出産回数を確認して計画的に繁殖してください。

個体識別をマイクロチップ施術に統一します

2022年6月からは国の法律で販売される犬へのマイクロチップ挿入が義務付けられます。法律に合わせ、一胎犬仔登録における個体識別の耳番号施術は2022年5月末までで終了し、2022年6月1日からマイクロチップ施術のみとなります。